

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 訂正対照表**

頁	訂正前	訂正後（平成27年10月30日以降適用）
資1-2	<p>3) 任意仮設工の取り扱い                      仮設工（引取対象物以外の工事）は、「指定仮設」と「任意仮設」とに区分される。                      「指定仮設」については、発注者が構造物等を構築するために、形状・規格・数量等を指定する仮設物であり、設計図書に形状・規格・数量等を明示する。                      「任意仮設」については、上記「指定仮設」以外の請負者の自由裁量を可能とする仮設物として扱うが、契約上の拘束力のない「参考資料」として形状・規格・数量等を示すものとする。</p>	<p>3) 任意仮設工の取り扱い                      仮設工（引取対象物以外の工事）は、「指定仮設」と「任意仮設」とに区分される。                      「指定仮設」については、発注者が構造物等を構築するために、形状・規格・数量等を指定する仮設物であり、設計図書に形状・規格・数量等を明示する。                      「任意仮設」については、上記「指定仮設」以外の請負者の自由裁量を可能とする仮設物として扱うが、契約上の拘束力のない「参考資料」として形状・規格・数量等を示すものとする。</p> <p><b>追加</b></p> <p>4) 二つ以上の異なる事業費区分で構成される設計書を作成する場合の契約保証費の取扱い                      二つ以上の異なる事業費区分で構成される設計書（本工事と附帯工事等）を合わせて一本の設計書とする場合の契約保証費については、設計書全体の工事原価に補正率を乗じて契約保証費（千円未満切り捨て）を算出し、その算出した額に全体の工事原価との割合を乗じて契約保証費（千円未満切り捨て）を算出している。よって、事業費区分が異なるそれぞれの工事原価に補正率を乗じて契約保証費（千円未満切り捨て）を算出しているわけではないので注意すること。</p> <p>二つ以上の異なる事業費区分で構成される設計書（本工事と附帯工事等）における契約保証費の計上については、下記のとおりとなる。</p> <p>算定方法)</p> $z = (a + b + c) \times \text{契約保証に係る補正率}$ $a' = a \div (a + b + c) \times z$ $b' = b \div (a + b + c) \times z \quad \text{又は} \quad (\text{本工事と附帯工事の場合}) \quad z - a'$ $c' = z - (a' + b')$ <p>ただし、</p> <p>z:設計書全体の契約保証費（千円未満切り捨て）                      a:本工事の対象工事原価                      b:附帯工事の対象工事原価                      c:補償工事の対象工事原価                      a':本工事の契約保証費（千円未満切り捨て）                      b':附帯工事の契約保証費（千円未満切り捨て）                      c':補償工事の契約保証費（千円未満切り捨て）</p>
	<p><b>②設計変更</b></p> <p>変更工事の積算については、次によるものとする。</p> <p>1) 工事増量の場合                      工事増量の場合は、変更時の新単価（機械損料、労務賃金、材料単価、歩掛り）により積算するものとする。                      ただし、現地の取り合わせ等の都合により増量する場合は、当初（元）設計単価により積算するものとする。</p> <p>2) 工事減量の場合                      工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。</p> <p>3) 新単価及び新歩掛の採用について                      工事打合簿で指示したものの新単価及び新歩掛の採用にあたっては、監督員から請負者に指示した時点とし、指示時点とは、監督員が変更事項及び追加事項を指示した時点とする。                      また、変更指示にあたっては、目的物、数量を明確に指示するものとする。                      当初設計にない新工種（種別を含む）、追加工事における新工種、新材料、新規施工箇所を変更契約により増工する場合は、変更指示時点における新単価で積算するものとし、契約約款第19条にかかものは新単価の対象としないものとする。</p> <p>イ) 新工種とは、既契約工事にない工種                      ロ) 新材料とは、既契約工事にない材料                      ハ) 新規施工箇所とは、既契約工事にない箇所に新たに橋梁、擁壁、函渠等を変更で増工する場合</p> <p>二) 追加工事とは、工事区間内で工事目的を追加して施工する場合、工事区間外に延長して工事を追加する場合等、本来別件随意契約とすることが適当であると判断する工事とする。（諸般の事情からやむを得ず当初一緒に発注できなかった隣接区間の工事等、目的効用を著しく変えることなく、かつ既契約工事と切り離すことが不適当な場合も含む）</p>	

**次ページへ**

**積算基準〔1一般土木〕第I編 総則（平成27年10月30日以降適用） 訂正対照表**

頁	訂正前	訂正後（平成27年10月30日以降適用）
資1-2-1	次ページから	<p>②設計変更</p> <p>変更工事の積算については、次によるものとする。</p> <p>1) 工事増量の場合          工事増量の場合は、変更時の新単価（機械損料、労務賃金、材料単価、歩掛り）により積算するものとする。          ただし、現地の取り合わせ等の都合により増量する場合は、当初（元）設計単価により積算するものとする。</p> <p>2) 工事減量の場合          工事減量の場合は、その減量分に対する設計単価により積算するものとする。</p> <p>3) 新単価及び新歩掛の採用について          工事打合簿で指示したものの新単価及び新歩掛の採用にあたっては、監督員から請負者に指示した時点とし、指示時点とは、監督員が変更事項及び追加事項を指示した時点とする。          また、変更指示にあたっては、目的物、数量を明確に指示するものとする。          当初設計にない新工種（種別を含む）、追加工事における新工種、新材料、新規施工箇所を変更契約により増工する場合は、変更指示時点における新単価で積算するものとし、契約約款第19条にかかるものは新単価の対象としないものとする。</p> <p>イ) 新工種とは、既契約工事にない工種          ロ) 新材料とは、既契約工事にない材料          ハ) 新規施工箇所とは、既契約工事にない箇所に新たに橋梁、擁壁、函渠等を変更で増工する場合</p> <p>二) 追加工事とは、工事区間内で工事目的を追加して施工する場合、工事区間外に延長して工事を追加する場合等、本来別件随意契約とすることが適当であると判断する工事とする。（諸般の事情からやむを得ず当初一緒に発注できなかった隣接区間の工事等、目的効用を著しく変えることなく、かつ既契約工事と切り離すことが不適当な場合も含む）</p>
		資1-2-1